

離婚された方へ

愛媛県伊予市役所 Tel089-982-1111(代)

下の表に該当する方は、手続きが必要です。

必要な書類・手続きは個人によって異なりますので、詳しくは各課でお尋ねください。

担当課	対象	手続き(詳しくはお問い合わせください)
市民課 (戸籍・住基)	住民票	住所変更や世帯分離をご希望の場合は、別途手続きが必要です。 離婚されたお二人が同じ住所の場合、世帯分離のお手続きをしなければ、同一世帯のままとなります。
	戸籍	届出した市区町村と本籍地が異なる場合は、戸籍に反映されるまで数日かかります。
	旧姓(旧氏)併記(住民票等)	住民票等に旧姓(旧氏)併記を希望される場合は、手続きが必要です。
	印鑑登録	氏が変更になり、登録印に変更前の氏が含まれている場合は抹消されますので、新規に登録申請をしてください。 旧姓(旧氏)の印鑑で印鑑登録をする場合は、旧姓(旧氏)併記の手続きが必要です。
	マイナンバーカード	住所・氏名等が変更になる場合、変更後の住所・氏名等を記入します。 また、住所・氏名等が変更になる場合は署名用電子証明書が失効しますので、再発行の手続きが必要です。
市民課 (保険)	国民健康保険	住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。
	後期高齢者医療制度の加入者	住所・氏名等が変更になる場合、資格確認書または資格情報のお知らせを後日郵送します。
	子ども医療	受給者、保護者の住所・氏名等が変更になる場合、保護者を変更する場合などは、手続きが必要です。
	重度心身障害者	
	ひとり親家庭	一定の要件に該当する場合に保険診療による医療費の自己負担分を助成します。担当課で手続きをしてください。
長寿介護課	介護保険	住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。
子育て支援課 (児童福祉)	児童手当(公務員を除く)	受給者が変更になる場合や氏名等が変更になる場合は、手続きが必要です。
	児童扶養手当	父母の離婚により児童を養育している家庭について、一定の要件に該当する場合に支給されます。
	保育所・幼稚園	世帯の変動等により手続きが必要になる場合があります。
福祉課 (障がい者福祉)	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当	
	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	本人・保護者等の住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。
	心身障害者扶養共済・自立支援医療・障害者(児)福祉サービス	
学校教育課	公立の小学校及び中学校の児童生徒	お子様の保護者を変更する場合は、学校教育課にお伝えください。
都市整備課	市営住宅居住者	住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。
上下水道課	水道使用者	住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。

離婚届を提出後、子どもさんを離婚後の母(父)の戸籍に入れる手続きについて

①家庭裁判所への許可申立

・申立人は、入籍する子(15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人)

・必要な書類

離婚後の子及び母(父)の戸籍謄本

手数料(子の住所地の家庭裁判所へお問い合わせください。)

84円切手 など

詳しくは、松山家庭裁判所へお問い合わせください。(電話:089-942-0077)



②市役所への入籍届出

・届出人は、入籍する子(15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人)

・必要な書類

入籍届

子の氏の変更許可審判書の謄本 など

詳しくは、市民課戸籍係へお問い合わせください。(電話:089-982-1112)